社会福祉法人みやま会

役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人みやま会（以下「当法人」という）定款第８条及び第２１条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（役員等報酬）

第２条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第３条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用弁償として２，２００円を支払う。

２ 施設長等の職員が役員の場合は「職員給与規定」による通勤手当や旅費支給との重複がないよう留意する。

３ 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（１）理事会及び評議員会等に出席した場合

（２）監事が監査を実施した場合

（３）その他理事長の要請を受けて会議等に出席した場合

（委任）

第４条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関して必要な事項は理事長が定める。

（改廃）

第５条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。